

三木市記者発表資料 (令和7年6月17日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総務部 総務課	課長 中西進 (内線 2440)	人事係	0794-82-2000 (内線 2442)

タイトル
<b>「市職員の兼業許可」で地域貢献活動を推進</b>
本件のポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>・これまで、市職員が職務外に報酬を得て地域貢献活動に従事する際、国家公務員の例や人事院規則等を参考とし、個別に判断、許可してきたものの<u>基準を明確化</u>。</li><li>・地域貢献活動で得た知識、経験を市職員の能力向上や行政サービスの品質向上に活かすことが期待できる。</li><li>・「<u>地域クラブ</u>」への市職員参加を推進。</li></ul>
説明文
<p>全国的に人口減少や少子高齢化社会が進行する一方で、市民ニーズは多様化、複雑化しており、このようなニーズや課題に対応していくためには、市民と行政が互いの立場を認識し、それぞれが役割を担い、協働しながら地域課題を解決していく必要があります。</p> <p>地域貢献活動の対象となる活動を明確化することにより、それぞれの市職員が持つ能力にあった活動により、市民との参画や協働によるまちづくりが活発になることを推進します。</p> <p><b>1 対象となる活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 地域の発展及び活性化を目的とし、公益性がある活動</li><li>(2) 報酬等を伴う活動（報酬は社会通念上相当と認められる額）</li></ul> <p><b>2 対象者</b></p> <p>一般職の市職員であり、活動開始予定日において在職6カ月以上であることなどが要件</p> <p><b>3 活動要件</b></p> <p>勤務時間外、週休日若しくは休日又は年次有給休暇を取得しての活動であり、職務の遂行に支障を来すおそれがないこと、信用失墜行為の発生のおそれがないこと、営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動でないことなど。</p>

#### 4 対象となる活動の具体例

項目	具体例
部活動及び地域クラブにおける事業、活動	地域クラブの指導者 小中学生のクラブチーム等の指導者
健康づくり、体育活動に関する事業、活動	スポーツ講師 スポーツ推進委員
福祉に関する事業、活動	市民福祉相談員
住民のふれあいの場の創出に関する事業、活動	自治会長（その他地域の役員など） 青年会
教育、文化、芸術の推進に関する事業、活動	地域クラブの指導者・伝統芸能の指導 文化団体の支援
その他、任命権者が認める活動	地域貢献活動と認められるもの

本案件は次の SDGs 目標に関連します。

